

相模国津久井県牧野村篠原組善兵衛組文書 (二)

有光 友學・千葉 真由美

承前

本稿は、前号に掲載した相模国津久井県牧野村善兵衛組文書 (一) の続きである。本文書が本学の所蔵にいたった経緯、また、その概要と近世牧野村の概況及び凡例については、前号に掲載したのでそれに拋らねたい。さらに、前号に掲載した相模国津久井県牧野村構成図 (図一) 及び津久井県牧野村篠原組善兵衛組文書目録 (表一) を参照されたい。

本稿における各文書の解読文、及びそれらに付された解説は、前号と同様に千葉真由美氏の執筆・作成による。なお、解読文については、同氏が作成したものを有光が点検して出来上がったものであり、解読の責任は両者にある。 (有光友學)

29 安政二年 (一八五五) 卯十一月 名主五郎助上木売渡証文

売渡シ申上木証文之事

字とち久保二而

一杉山卷ヶ所

字杉木平

一松山卷ヶ所

字本畑上

一同 卷ヶ所

バ三ヶ所

但上木之分不残

此代金百拾兩者

右ハ我等所持之山上木之分、前書代金只今慥ニ請取、売渡シ申処実正^①ニ御座候、然ル上ハ貴殿御勝手次第御伐取可被成候、年限之儀者、当卯年より巳年迄三ヶ年ニ相定申候間、年限中御伐取可被成候、右山ニ付、私^②之方其外違乱申者決而無御座候、若差分等有之候ハ、我等方ニ而急度埒明、貴殿江御苦勞相懸ケ申間敷候、為後日売渡シ申上木証文仍而如件

安政二卯年十一月

牧野村

山売主

五郎助 ①

立合右村

四郎右衛門 ②

同 名倉村

源十郎 ㊦

篠原組

善兵衛殿

*牧野村名主五郎助が同村篠原組善兵衛へ、杉山及び松山、計三ヶ所の上木を一一〇両で売渡した際の証文。

30 安政二年(一八五五) 卯二月 菊原村源十郎金子預り証文

(端裏書)「をかくだ 川の村 平様」

請取申一札之事

一金七兩式分者

右ハ大久和杉山、小船市左衛門より貴殿方江惣山御引取被成候、示談金同人江相渡し可申分、我等方江預り置申処実正ニ御座候、右金之儀ハ市左衛門方江我等方より相渡し可申候、為後日請取一札差出し申処如件

安政二卯年十二月

葛原村

源十郎 ㊦

篠原村

善兵衛殿

*牧野村大久和の杉山を、小船組市左衛門が篠原組善兵衛へ引き渡すこととなり、その示談金七兩を葛原村(名倉村のうち)源十郎が預かった際の証文。端裏書の記載については不明である。

31 安政四年(一八五七) 六月 牧野村漆山渡世に関する訴状

乍恐書付を以御内意奉申上候御事

一当村産物漆山之儀者、先年御廻村被遊御改之上被 仰渡候通ニ御座候、然ル処去ル辰年四月下旬、飛州郡代福王三郎兵衛様御支配所越前国丹生郡小川村吉右衛門と申者之倅庄吉、同国今立郡間部下総守様御領分藤木村幸助と申者罷越、漆山渡世仕度由申候ニ付、世話可仕旨相答、庄吉儀者、甲州郡内秋山村字桜井組与頭六左衛門と申者方江相頼、元木代金并諸雜用共、相賄世話仕呉候、幸助儀者村方与頭市左衛門方江世話相頼候、然ル処御上納漆拾貫四百目為相納候処、

(継目裏印ニケ)

悪漆ニ而、私共迄茂奉恐入候、同人儀十月上旬世話元市左衛門江申置、江戸表江罷越、其俣帰宅不仕候ニ付、右秋山村六左衛門方相尋候処、庄吉儀一昨日其元善兵衛方江勘定ニ罷下り候旨申候ニ付、驚入、早速又野村・八王子・五日市其外心当り之村々相尋候得共、行衛相知不申候ニ付、全兩人申合立退候儀と推量仕、無據捨置候処、当三月上旬奥牧野村百姓彦兵衛と申者相頼、漆木買取目論見候趣、村方与頭市左衛門より申告呉候間、右彦兵衛方江早々使以相断、職

(継目裏印ニケ)

人庄吉を呼寄、去年来仕入残金等之勘定も無之立去居、此度無断外手ニ懸り買取候始末、不筋之段如何相心得候哉と及尋向、様々利解仕候処、一言之申訳無御座候ニ付差留置、其後世話人彦兵衛・善四郎江欠合、庄吉買取之直段を以引取可申段熟談仕置候処、猶又与頭四郎右衛門・同七郎兵衛・同九郎兵衛等相組理不尽ニ漆為掻取候儀ニ而、兼々欠合置候儀を取用呉不申、私共了簡ニ難及之間、無余儀名主五郎介江願出、右一味之もの江厚申諭呉候得共彼是申紛居、庄吉買取之漆破談ニも致呉不申、当惑仕不得止事、右之次第御内意奉

(継目裏印ニケ)

申上候処、直様

御役所様より御配府名主五郎介方江持参仕候処、同人申聞候者、一件取扱方厚心配可仕不行届候ハ、夫々召連、

御役所様江可罷出旨被 仰付候趣を以、与頭四郎右衛門呼出、篤と申聞、重兵衛等熟談可被申ニ付、則奥牧野村・綱子両村之漆木庄吉買取之分引渡候共、又者去年来勘定残金相濟候共、兩様之内執之道坎相立候ハ、勘弁も可致段押引仕候処、兩三日猶豫致吳候様、四郎右衛門申候ニ付、否相待居候処、廻り破談に申込候、右様同役之者共不筋之取計仕候上者、自然外々江茂相聞キ、第一御役所様御

(繼目裏印二ケ)

締筋ニ相拘り可申と不容易儀と恐入奉存候、且又私共御主意相承り居儀茂相立不申、乍恐慈悲御内意奉申上候間、御取上ケ被成下、与頭四郎右衛門・同人智井与頭七郎兵衛・同九郎兵衛・同善四郎・百姓彦兵衛外庄吉方江漆木壳捌候者、不殘御吟味被成下、私共不肖之所為、御為筋ニ成不成之儀、偏ニ御賢慮可被成下候、意味合之儀者御尋次第可奉申上候、以上

御領分縣内

牧野村

与頭 重兵衛

同 善兵衛

安政四巳年六月

国産方

御役所様

*越前国出身の庄吉・幸助が漆木渡世のための費用を牧野村市左衛門などから借りた。御上納の漆は悪漆であったものの、幸助はそのまま行方知れずとなった。申し合わせたと思しき庄吉が、さらに牧野

村の他の百姓から漆木を買取ろうとするなど不筋であったが、実は組頭の四郎右衛門ほかも一味となっていた。名主五郎助に相談しても解決せず、国産方御役所へ関係者を吟味するよう訴えたもの。

32 安政四年(一八五七)巳二月 牧野村篠原組議定証文

差出シ申儀定連印一札之事

以配符申達候、然者其組合村々之内、茶屋・湯屋又者堂宮等ニ而他領之者立入、博奕賭之勝負事之類催シ候者有之哉ニ相聞候、右等之儀者、兼々嚴重ニ被 仰出有之候所、近年村役人共其組限り取締不行届有之儀も不埒之事ニ付、以来右様之儀風聞有之節者可申付候間、向後村役人とも急度取糺可申候間、向後村々取締向心得違無之様、

(繼目裏印三ケ)

精々可申聞候、勿論不時廻り之もの差出シ候儀も可有之候間、其旨相心得可申候、此段申達シ候、以上

一前書之通り博奕賭之諸勝負取締筋、御配符ヲ以嚴重ニ被 仰出、一同恐怖奉畏候、以来取締之儀、組頭村々申請之上、左之通り廉書ヲ以奉差上候

一博奕諸事頭取相催シ、筒取并致宿候もの、押込之上重過料可申付事

但シ品より御役所様江訴上、御吟味請可申事

一商人等出先において、当分博奕打候者、過料可申付事

一博奕打候者、五人組身之上ニ応シ、過料可申付事

(繼目裏印三ケ)

一臨時役并手先もの江、賄賂権門為合力博奕相催シ、合力金差出シ、又ハ自分配分取候者、

御役所江訴上、御吟味請可申事

一博奕打・筒取并宿差留不用儀、訴出候五人組相応之褒美可申付事

右之條々、村々小前末々迄不洩様、精々申諭違失無之様、一村限り小前連印嚴重ニ取締可申付候、組合村々一同連印ヲ以請書差上候、依而如件

右ヶ條之趣、組合村一同申談之上、取締筋嚴重ニ取極メ相成候上ハ、私共組ニおいても、右被 仰渡ヶ條、小前末々迄不洩様、ヶ條之通り堅相守可申候、若相背候者有之おいてハ、其筋五人組村役人ヲ以御役

宅迄可申出候、然ル上ハ被 仰渡之廉々一同承知奉畏候、依之私共一同連印一札差出シ申所、依而如件

安政四年

巳ノ十二月

- 六右衛門組 市右衛門 弥治右衛門
- 甚左衛門 甚五右衛門 勘右衛門
- 曾右衛門 太郎左衛門 安右衛門
- 清兵衛 李兵衛 半之助
- 長兵衛 (継目裏印三ヶ) 勘兵衛
- 庄兵衛 金左衛門 九郎右衛門組
- 与右衛門 市郎左衛門 久左衛門
- 源兵衛 治右衛門 源左衛門
- 又右衛門 次左衛門 (継目裏印三ヶ)
- 長右衛門 弥惣兵衛組 四郎兵衛
- 万右衛門 百姓代 仁左衛門
- 茂兵衛組 新左衛門 源右衛門
- (継目裏印三ヶ) 七之丞 丈右衛門
- 忠右衛門 八郎左衛門 安左衛門組
- 与市右衛門 六郎右衛門 庄左衛門

- 源右衛門 常八 卯兵衛
- 佐次兵衛 七兵衛 市兵衛
- 佐五右衛門 (継目裏印三ヶ) 権兵衛
- 徳右衛門 善兵衛組 市右衛門
- 兵左衛門 名主格 孫兵衛
- 権右衛門 善右衛門 助右衛門
- 喜兵衛 藤左衛門 文右衛門
- 吉三郎 八郎兵衛 孫五右衛門
- 喜惣兵衛組 九左衛門 孫左衛門
- 三郎右衛門 藤右衛門 多兵衛
- 六兵衛 徳左衛門 甚五兵衛
- 喜左衛門 半左衛門 権左衛門
- 四郎右衛門 重兵衛組 惣兵衛
- 御役人中 伝五右衛門 九郎左衛門

御役人中 (*差出人は原文書では一段に連印)
*博奕禁止やその取締に関する議定証文。領主からの達しを写し、牧野村組頭が小前百姓に請書を提出するよう命じた部分に続いて、篠原組小前百姓が「御役人中」すなわち篠原組組頭へ宛てて作成したものである。

33 安政五年(一八五八)午四月 善兵衛と善右衛門、柳沢日陰平山、畑地所持に関する訴状下書

(前欠)
当三月中、以弁書御願申上候、百姓善右衛門と地所入扱候場所御座候趣ニ付、此段以弁書御願申上候所、縣内御取締役大井村名主菊五郎殿、

上長竹村名主又次郎殿江以御配府被仰付、右御兩人、先月廿七日、内見分被成下候処、名倉村名主源重郎・組頭市郎兵衛・同四郎右衛門、右三人二而御案内仕、銘々程能申聞候間、御取締様方、遠村之事故、中々相訳り兼候趣二而、古証文等御取調之上、以写書私二見分爲致呉候所、字柳沢日陰平と申所之証文、宝曆四亥年五月売主弥七、証人七右衛門・同新五右衛門と有之候間、弥七・七右衛門と申者者、何方ニ候哉と組頭市郎兵衛二相尋候処、弥七と申者者百姓八郎左衛門方二有之候由、七右衛門と申者者、相訳り不申、新五左衛門と申者者、百姓代新左衛門方二御座候由申聞候得共、右八郎左衛門方二者弥七と申者、決而無御座候、七右衛門義者村方名目人之内二者決而無御座候、新五左衛門義者百姓代新左衛門方二享保度より前二御座候趣、外志ヶ所八郎左衛門分、下々畑式畝廿一步内老畝十歩ハ百姓常八より天明度、善右衛門方江買取候趣申伝有之、事二先日村方役人共内見分仕候節茂、当善右衛門、常八山と申聞候得共、口又宝曆四年、弥七より善右衛門買取候証文二御座候得共、宝曆四年之頃者文八と申、善右衛門と改名仕候者、宝曆九年三月二御座候趣、字柳沢日陰平者組頭重兵衛持、百姓八郎左衛門持迄、八左衛門持二御座候趣申伝有之、当八郎兵衛申居候二も、同人居屋鋪続より八郎左衛門持分迄日陰平不殘、先年八郎兵衛方二而支配致シ候由、先祖より申伝も有之由、当八郎兵衛申聞候、宝曆四年之証文式通如何敷御座候分二柳沢多左衛門分^{下六畝老歩向老廿歩之場所}地所、百姓八郎右衛門方弥七より善右衛門方江、天明度売渡候趣申伝有之候処、善右衛門所持仕候証文二者、伝七分山と有之、明和九年辰極月、百姓弥五兵衛より利右衛門証人二而善右衛門方へ買取候証文二御座候へ共、明和九年と申度者無之候間、私方二而柳沢日陰平八左衛門分ヲ伝七方より買取候場所取込致候節、工ミ証文認置候哉、當時入用ニ付、取捨候哉、此段相訳り不申候間、何卒格別之以 御慈

相模国津久井県牧野村篠原組善兵衛組文書 (二) 有光 友學・千葉 真由美

悲善右衛門被召出御吟味被成下、証拠書類御調被成下、事実相訳候様奉願上候、已上
(二八五)
 安政五年四月 牧野村 組頭 善兵衛

*組頭善兵衛と善右衛門の土地争論。宝曆四年の証文などの記載を証拠として争っている。下書きのため、加筆訂正が多く、挿入記載などで一部掲載しなかつたものもある。

なお、○印の行間には「之場所、与頭九郎右衛門方へ養子之節持参仕、其後百姓弥兵衛方へ売渡、同人より老畝十一歩、百姓九左衛門方へ売渡、残而」との加筆がある。

34 安政五年(一八五八)午四月 善兵衛と善右衛門、柳沢日陰平山・畑地相論に関する濟口証文

差上申濟口証文之事

御領分津久井縣牧野村与頭善兵衛より、同村名主格善右衛門江相掛り候一件訴訟ニ付奉申上候者、去ル享保之度、善兵衛方より善右衛門儀者分家致、百姓相統罷在候所、同人持畑之内畝歩入扱候場所所有之、然ル処善兵衛儀是迄御年貢御上納仕来り候場所、善右衛門方二而支配仕候儀者、甚以不筋之儀ニ付、其段名主方江も申出候所、役人共立合、場所内見分致呉候得共、手広之場所二而不相分旨被申聞、乍去往古より役前二而取扱候御水帳・古林帳突合候上者、不相分儀者有之間敷旨、

① ② ③ ④

(継目裏印四ヶ)

再応役人共江も申出候所、無謂熟談可致様被申聞、事実ニ相分不申候得共、字柳沢三而下々畑九畝拾歩之内、三畝三步善右衛門持、六畝七歩善兵衛所持罷在、御年貢御上納仕候所、善右衛門儀自分持畝歩同様相心得、立木伐取、又者苗木植付等いたし候ニ付、甚以不相濟儀、善

之質地ニ入置候地所証文付添相返し、其外善右衛門方ニ借用元金五兩之有之候所、是又帳面相消可申、然ル上ハ、双方共山林境筋之儀等、是迄之通り相心得進退可致、其外差纏れ行違等扱人貫請訴答一同承伏

仕内濟熟談行届キ、偏ニ御威光と難有仕合ニ奉存候、以上
(繼目裏印四ヶ)

津久井縣牧野村

与頭

訴訟人 善兵衛 ㊦

五人組

勘右衛門 ㊦

名主格

相手方 善右衛門 ㊦

五人組

四郎兵衛 ㊦

百姓

引合 藤左衛門

差添

与頭 市郎兵衛 ㊦

上長竹村

取締名主

扱人 亦次郎 ㊦

小田原宿

郷宿 宅左衛門 ㊦

嶋村又市様
柳川連治様

(繼目裏印四ヶ)

鈴木藤兵衛様
牧野又兵衛様
鈴木謙八様

*前掲史料33に關連。組頭善兵衛と善右衛門の土地争論の濟口証文。

善右衛門は善兵衛の分家であつたが、当時は善右衛門が「名主格」(篠原組における名主ということであろう)といつた肩書を持つてゐるなど、優位に立つていたようである。本濟口証文でも、結果的には善右衛門が勝利した形といえる。なお本文中の㊦は訂正貼付の印である。

35 安政六年(一八五九)未六月 篠原組善兵衛ほか金子借用証文

(端裏に㊦㊦(カ)印あり)

借用申金子証文之事

一金拾兩者 但シ通用金也

此為引当

土蔵壹ツ

高之内桑不残

右者、当未之御年貢諸役等ニ差詰り、貴殿江御無心申入、前書金子只今儘ニ借用申所表止也、此金返済之義者、来ル申ノ極月限り急度御返済可仕候、利足之義者毎月金貳朱づツ、急度返済可申候、若又期月ニ至リ金子出来兼候ハ、前書之桑・土蔵加判人方へ引取、金子ニ取繕ひ無相違御返金可仕候、為後日入置申借用証文仍而如件

安政六未年六月

牧野村篠原組

借用主

与頭 善兵衛 ㊦
 組合 八郎兵衛 ㊦
 同 藤右衛門 ㊦
 親類 勘右衛門 ㊦
 組頭 六右衛門 ㊦

同村名主

一学殿

*篠原組善兵衛外四名が、牧野村名主神原一学へ土蔵を担保として金一〇両を借用したもの。連印部分を抹消し、文書を反古としたものか。

36 文久二年(一八六二) 戌一〇月 與瀬村新兵衛、証文焼失につき

一札

一札之事

右者、拾ヶ年以前、貴殿へ金子借用いたし、証文取置候処実正也、然ル処申ノ極月、我等焼失ニ付、善兵衛殿義万端御差図被成、家作之板木、多分伐遣し被下候故、早々家作出来ニ相成有難奉存候、右ニ付勘右衛門殿御世話ヲ以証文相返し、以来申分無之様、御取計ひ被下候得共、右証文焼失いたし候ニ付、立入人致加判、一札入置申候、仍而如件

文久二年

戌十月

與瀬村当人

新兵衛 ㊦

篠原村立入人

勘右衛門

篠原村

善兵衛殿

*一〇年前に善兵衛から金子を借用した際の証文が焼失した。善兵衛が板木を遣わし、家が建ったので、勘右衛門の世話によつて証文を返そうとするが、証文は焼失したために、本証文を作成している。

37 文久三年(一八六三) 亥七月 杉木売渡証文

杉木売渡シ申証文之事

一大杉売本

但シ廻り売丈六尺

此代金貳拾両者

右者、村方氏神の社に立木有之候処、今般上屋茅替并ニ宮穀作普請金ニ致シ度、書面之杉売本売捌申度、村内売統相談致シ、名主并ニ寺院方迄伺之上、一同承智仕り候間、右之金子只今慥ニ受取申売渡シ候処実正ニ御座候、然ル上者貴殿御勝手次第取可被成候、且亦此木品ニ

(継目裏印四ヶ)

付、何方より茂聊違乱申者決而無御座候、為後日売渡シ申証文加判、依而如件

文久三年

亥七月日

牧野村篠原組

木品売主

組頭 六右衛門 ㊦

同 茂兵衛 ㊦

同 清左衛門代

喜左衛門 ㊦

同 長兵衛 ㊦

(継目裏印四ヶ)

*上屋茅替及び宮耕作普請金として、篠原組氏神社の杉木一本を善兵衛に売り渡したるもの。組頭・名主格・百姓代など篠原組の村役人全員によつて差し出された証文である。

- 同 重兵衛 ㊦
- 同 九郎右衛門 ㊦
- 同 安左衛門 ㊦
- 名主格 善右衛門 ㊦
- 百姓代 新左衛門 ㊦
- 右宮抱人 勘右衛門 ㊦
- 同村組頭
- 善兵衛殿

38 文久三年(一八六三)十一月 百姓娘不行状に付き詫状(写)

詫書并ニ引受証文之事

一 先般私之村方百姓藤左衛門伴倉次郎儀、同村之内組頭善兵衛・同組善右衛門世話ヲ以、貴殿方江智養子ニ御貰受被成候処、私組内百姓弥次右衛門妹まつと倉次郎事馴合之由ニ付、中尾組四郎右衛門・堂地組源左衛門儀、右兩人ニ而私之方江申出、此筋内済為致度由申ニ付、私立会、当人まつへ教諭仕候処、示談行届キ引取候処、当月八日夜、貴殿方祝言之座中江押込及乱妨ニ、依之倉次郎儀、世話人方江差戻シ相成、御願立ニ可罷出之処、私并左之ものへ組合一同貴貴方江御詫申入又候、貴殿方江智養子ニ御受取被下、忝奉存候、然ル上者、私共組合一同まつへ教諭仕、向後右躰之儀者勿論、倉次郎江難題ケ間敷儀、決而為致間敷候、万一右條ニ付、会谈有之儀者勿論、何様之儀出来候共、私者不及申ニ、左之加判之者共罷出埒明、貴殿方江聊御苦勞相懸ケ申間敷候、為後日詫書并ニ引受証文一札、仍而

如件
二八六三
文久三亥年十一月日

- 牧野村篠原組
- 元組頭 重兵衛伴
- 百姓五助
- 同組差添人
- 組頭 九郎右衛門
- 前書之通り相違無御座候付、一同奥印罷候、以上
- 篠原組
- 組頭 茂兵衛
- 同 六右衛門
- 中尾組
- 組頭 文五郎

*村の倉次郎が徳太郎の智養子に決まったが、元來倉次郎はまつと馴れ合つていた。事前にまつとは示談できたかに見えたが、祝言の席にまつが押し込み、乱妨に及んだため、篠原組組頭ほか詫状を認めたもの。

大鐘組

組頭 徳太郎殿

39 慶応元年(一八六五)丑二月 篠原組善兵衛組議定証文

儀定一札之事

一 百姓之分御法度之趣、堅相守不法成儀不致様相慎、別而博奕者不申及、惣而賭之諸勝負等迄御法度之旨、段々被仰渡有之候由、依之組中ニ而博奕其外賭之諸勝負事不致、又ハ右宿等一切不致様、組中江申渡し候処致承知候、尤組中一同御法度之儀急度相慎、右宿等者決

而致間鋪候、若又相背宿等致候者有之候ハ、当人過怠錢五貫文・打子三貫文・組合式貫文ツ、為差出可申候事

一近來山林竹木猥ニ伐荒候ニ付、以來者村役人より小前末々迄篤と被

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ (継目裏印七ヶ)

申聞猥ケ間鋪儀無之様被 仰渡候間、急度承知致候、若シ相背伐荒候者為過怠と山刀代老貫五百文・鎌代老貫文ツ、為差出可申候事

一世上一統諸色高直ニ付、村方当分之内、酒・菓子・くた物等迄御法度之趣、被 申渡候間、急度相慎可申候事

右三ヶ条之趣、小前末々迄右御法度之儀堅相守可申候、依之五人組并ニ地組一同連印を以、儀定一札差出置候所、仍而如件

慶應元年

丑十二月日

篠原善兵衛五人組

①②③④⑤ (継目裏印七ヶ)

同 藤左衛門 ①

同 勘右衛門 ②

同 半左衛門 ③

同 藤右衛門 ④

同 又兵衛 ⑤

同 八郎右衛門 ⑥

地組

同 善右衛門 ⑦

藤左衛門 ⑧

九左衛門 ⑨

藤右衛門 ⑩

八郎兵衛 ①
半左衛門 ②
徳左衛門 ③
八郎右衛門 ④
嘉兵衛 ⑤
篠原組 組頭 善兵衛殿

40 慶応三年(一八六七) 閏八月 質地証文

為取替申年賦証文之事

右者貴殿御持地之桑原字田ヶ岡シリニ而借用仕り、且歳季之義者、来辰年より戌年迄七ヶ年季トシテ歳々金老兩ニ相定、当金式兩之差出シ残り金老兩宛毎年八月限りニ急度差上可申候、尤年明ヶニ相成り候ハ、右之地所無相違御返シ可申候、為念取替手形証文依而如件

慶応三年

閏八月日

牧野堂地組

入用 五郎左衛門 ①

証人組頭

源右衛門 ②

篠原組

善兵衛殿

*堂地組五郎左衛門による篠原組善兵衛への質地証文。

41 慶応四年（一八六八）辰七月ほか 大石大明神社社守免許願上状

(写) 外三通

謹而奉言上候

一元大久保加賀守領分、相州津久井縣牧野郷篠原村鎮守社守勘右衛門・同村組頭善兵衛奉申上候

大石大明神之儀者

人王百五代後柏原天皇様御宇、大山住之尊ヲ以、牧野郷篠原村奉祀鎮守と、永正十七年酉十一月朔日、相模国津久井縣毛利之庄牧野村之内篠原村ニ勸請と有、御除地四斗五升、慶長九辰年伊奈備前守御知行所之節除之、寛文四辰年久世大和守縣内村々社寺御改メ之節、

右勘右衛門先祖宮崎彦左衛門義、神祇権大副吉田殿許状頂戴仕、年々祭祀之義者七月十八日、尤大祭式之節者、風折烏帽子淨衣ヲ着、神務進退仕來候、其後宝曆八年正遷宮之砌之棟札ニ者、神主宮崎勘右衛門と有之候、享和元年祖父勘右衛門從吉田殿受領致シ、宮崎内膳藤原豊之と相改、神事進退仕居候處、宮崎内膳義、嘉永三戌年十二月死去致候ニ付、東京吉田殿御役所江死去御届ケ罷出候節、父勘右衛門義飯免許頂戴仕、神務進退罷在候處、□後勘右衛門死去致候ニ付、忰新太郎義、先例も有之候間、勘右衛門と改名仕、先規之通り進退罷在候處、今般

王 政復古諸事旧弊御一洗被 為在候ニ付、右勘右衛門江御祇官御附屬ニ被召加
白川伯王様御相伝之御免許頂戴被 仰付成下置候様、御取計被成下候、偏ニ奉歎願候間、何卒御慈悲ヲ以、右御免許頂戴ニ被成様、御執成之程宜鋪奉願上候、以上

慶応四辰年

七月十五日

相州津久井縣牧野村

相模国津久井縣牧野村篠原組善兵衛組文書 (二) 有光 友學・千葉 真由美

篠原大石大明神社守

願人 宮崎勘右衛門

同御殿御門葉

親類 小野山丹宮

篠原組当役

組頭 善兵衛

白川様

御附屬

村上式部殿

乍恐奉嘆願口上書

一元大久保加賀守領分、相州津久井縣牧野郷篠原村鎮守大石大明神社主宮崎勘右衛門、乍恐奉申上候、私之儀往古より右社守護進退罷在候處、今般

王 政復古御一新被 仰出、諸事旧弊御一洗被為在候ニ付、私儀當御殿御門未ニ被召加、神事作法拝揖式御授より、名唱宮崎大炊輔藤光と頂戴被 仰付成下置候様奉願上候、右願之通り被 仰付被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、然ル上者、朝廷御法則堅相守、子孫永久正路ニ神勤可仕候間、何卒前許之次第、御聞濟被成下置候様、偏ニ奉懇願候、恐々敬白

慶応四辰年

七月十五日

鎮守大石大明神

神主願人 宮崎勘右衛門 印

氏子惣代 孫右衛門 印

当役組頭 善兵衛 印

白川神祇伯王様御掛り

御用場

相州津久井縣牧野村

御役人衆中様

前書願之通り無相違御座候ニ付、奥書ヲ以調印奉差上候、以上

同御殿御附屬

村上式部 印

奉謹願口上書

一大久保客丸領分、相州津久井縣牧野村百姓鈴木八郎兵衛・同孫右衛門・同宇兵衛一同奉申上候、私儀農間之節、大工職渡世仕候ニ付、今般御門人ニ被召加、神式御相伝被成下置候様奉懇願候、右願ニ付自他故障一切無御座候間、何卒右願之通り御聞濟被成下置候様奉願上候、以上

明治元辰年

十一月日

相州津久井縣牧野村

願人

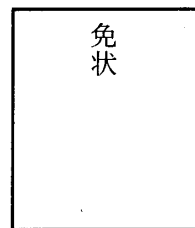
百姓	八郎兵衛	印
同	孫右衛門	印
同	宇兵衛	印
組頭	源右衛門	印
同	善兵衛	印

村上式部様

*明治維新に際し、牧野村篠原組鎮守社である大石神社の代々の社守であつた宮崎勘右衛門が免許を願つたもの。先祖代々大石神社の神主であつたことを述べている。勘右衛門は史料37の氏神社(大石神社)の杉木売渡証文でも差出人として連印している。三通目の文書は、百姓八郎兵衛外が門人となるべく願ひ出たもの。

42 明治二年(一八六九)巳四月 種痘術熟練免許(写)

(表紙)



免状

免状

一種痘術熟練ニ付

令免許者也

明治二巳年

四月 種痘館

鈴木齋宮江

條目

一種痘の顆数ハ産誕後七拾五日より半年に至る児ハ大抵左右の手に八箇宛、一、二歳ハ十二箇、三、四歳ハ十六箇、五、六歳ハ二十四箇と相定、凡一拇指横経の距離あるべし、針を取る時ハ能々漿の可否を見て、醫の左手ニ兒の表皮を緊張し所、力及輕易に針を下し、出血せしむる事なかれ

一真痘假痘の鑑定、尤も注意すべし

一種痘中他病を併発する時ハ、世俗罪を種痘に帰し候輩も有之哉ニ付、右様の障妨無之やう必懸け、能々診察を遂げ種痘すべし、又種たる日より時々診定致し、七日目ニハ無相違召連候様申論し、八日目或ハ九日目ニも診察致し、万一他病併発有之候ハ、精々療治致し可申候事

右之條々堅相守可申事

東京 種痘館

*種痘術免許の写。條目には種痘の方法についての注意などが記載されている。

43 明治三年(一八七〇)一〇月吉日 売渡立替品控帳

(表紙)

明治三年拾月吉日
売渡立替品控帳

売渡書附之事

一 醬油膠

百拾五石 拾壹石五斗

壺升二付四文がへ

代四貫六百元

①此金七拾壹兩貳分貳朱貳拾九文

一 ①大釜

代金貳拾四兩

一 ①中釜

代金八兩

一 ①小釜

金六兩

一 ①松本樽拾丁

代 〆五百文

一 ① 〆目木槓

代金貳兩

一 ①金三兩貳分貳朱 松槓坪木

六百元 四坪壹尺

御立かへ

八月廿六日

一 ①金貳兩貳分

塩四俵

御立かへ

九月四日

正金

一 ①金貳兩者

立かへ

九月廿一日

一 ①拾兩貳分

塩貳拾俵

一 ①金貳拾三兩分

大豆

壺貫文

八俵

御立かへ

松五郎分

一 ①金五拾五兩貳分三朱

大豆拾俵

百文

小麦拾貳俵

御立かへ

①内金貳拾兩者 市兵衛殿より

預り

一 ①金貳拾兩者

塩四拾俵

〆金貳百三拾三兩三分三朱

銀貳拾五分

四貫貳百文

此金壹兩三朱

四拾弍文

合テ金弍百三拾四兩壹分弍朱

錢四拾弍文

内金弍拾兩渡

残り金弍百拾四兩壹分弍朱

四十弍文

十月十三日

内金百兩渡

小石和より

閏十月

又金百三拾兩渡し

小石和より

一⑤金拾弍兩者 塩弍拾四俵

内金弍兩弍朱分

八拾五文 塩直引

内金壹兩弍分弍朱者 醬油弍樽分引

引テ 金八兩壹分

八拾五文ぬけ

一六拾四貫四百弍拾四文 関本より

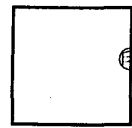
駄賃立かへ

*売り渡した品の立替分について書きあげた小帳。醤油、金ほか、立て替えた品や駄賃について記載がある。⑤印は小印であり、牧野村で作成された名寄帳などでも同様の印が使われている。「此金七拾壹兩」の⑤印には朱印の⑤印も重ねて捺している。

44 明治六年(一八七三) 西七月 建家貸借議定証文

(収入印紙(二銭)貼付)

為替取申議定一札之事



一建家者軒

但間口五間半奥行九間

并ニ地所其外建具造作付

地間敷立拾間横七間

右者、我等所持之建家、当西七月より来ル未ノ七月迄拾ヶ年之間、家賃金七拾円ニ而取極メ、今般貴殿方江貸渡シ、当金四拾円家賃前納として入金被下、慥ニ請取、跡金三拾円之儀者、五ヶ年相定候上三而、御入金被下候様約錠仕候処実正也、且年中者我等入用ニ相成候共、店主等ハ一切仕間敷候間、拾ヶ年之間ハ家根替諸造作修復之儀者、貴殿方ニ而万々御入手可被下候、然ル上者右建家ニ付脇より違乱申もの一切無之、万一故障等申者有之候ハ、加判之者引請、貴殿江少茂御迷惑相掛ケ申間敷候、為後日為替取議定一札、仍而如件

相州津久井郡太井村

明治六西年七月

貸主

八木勝五郎④

証人

角田山三郎④

同州同郡牧野村

鈴木善兵衛殿

*津久井郡太井村八木勝五郎が、牧野村鈴木善兵衛へ建家一件を貸し、家賃分を前納として受け取ったもの。本文書のように明治期になると苗字共に文書に記載する文書が増加する。

45 明治九年（一八七六）八月 鈴木善兵衛妹おせん出産及び養育に
関する取替証

為取替一札

今般、私弟源太郎義、貴殿妹おせん殿為致懷妊候ニ付、種々差違ニ
相成り示談行届兼、巳ニ吉野駅 御在所江出願致し、御理解被仰付候
ニ付、発明仕承諾致し、但し出産之上男女ニ不拘、日数四十日之間養
育相願、御承知被成下無忝存候、然ル上者、約定之通り無相違引取可
申候、為念依而如件

明治九年

神奈川県管下

八月日

津久井郡牧野村篠原組

当人 佐藤源兵衛 ㊦

組合惣代 佐藤清左衛門 ㊦

立入人 佐藤六右衛門 ㊦

同 佐藤由右衛門 ㊦

同村同組

鈴木善兵衛殿

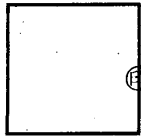
*篠原組佐藤源兵衛弟源太郎が鈴木善兵衛妹おせんを懷妊させたとし
て、話し合いが行われた。生まれた子は男女に関わらず、四〇日間
の養育を約束したものである。野紙を使用している。

46 明治一〇年（一八七七）一〇月廿八日 鈴木善吉、善兵衛よりの

金五〇両返金約定書

(収入印紙(二銭)貼付)

為取替約定書



一 鈴木善兵衛持高之分、租税出費改正入費等、本年迄私之方ニ而相勤
メ可申候

一金拾五円、鈴木八郎兵衛方へ私シより柳沢山売渡シ置候証文金之義
ハ、取合而受戻シニ相成候、約定書ニ而貴殿方ニ而受戻シ可被成候、
若約違等有之節ハ、私ニ引受貴殿江迷惑相掛ケ申間敷候

一金三拾円、内田恭助方ニ年賦割済金之□ハ入置候、証書ニ付割之通
り貴殿方より皆済可被成下候

一金五円、是ハ河内弥右衛門方ニ御用金有之候間、貴殿方より返金可
被下候也

右相違無御座候ニ付、約定書為取替、以上

第廿三大区六小区津久井郡牧野村

明治十年十月廿八日

立入人 鈴木善吉 ㊦

同 河内弥二郎 ㊦

親類 坂本惣兵衛 ㊦

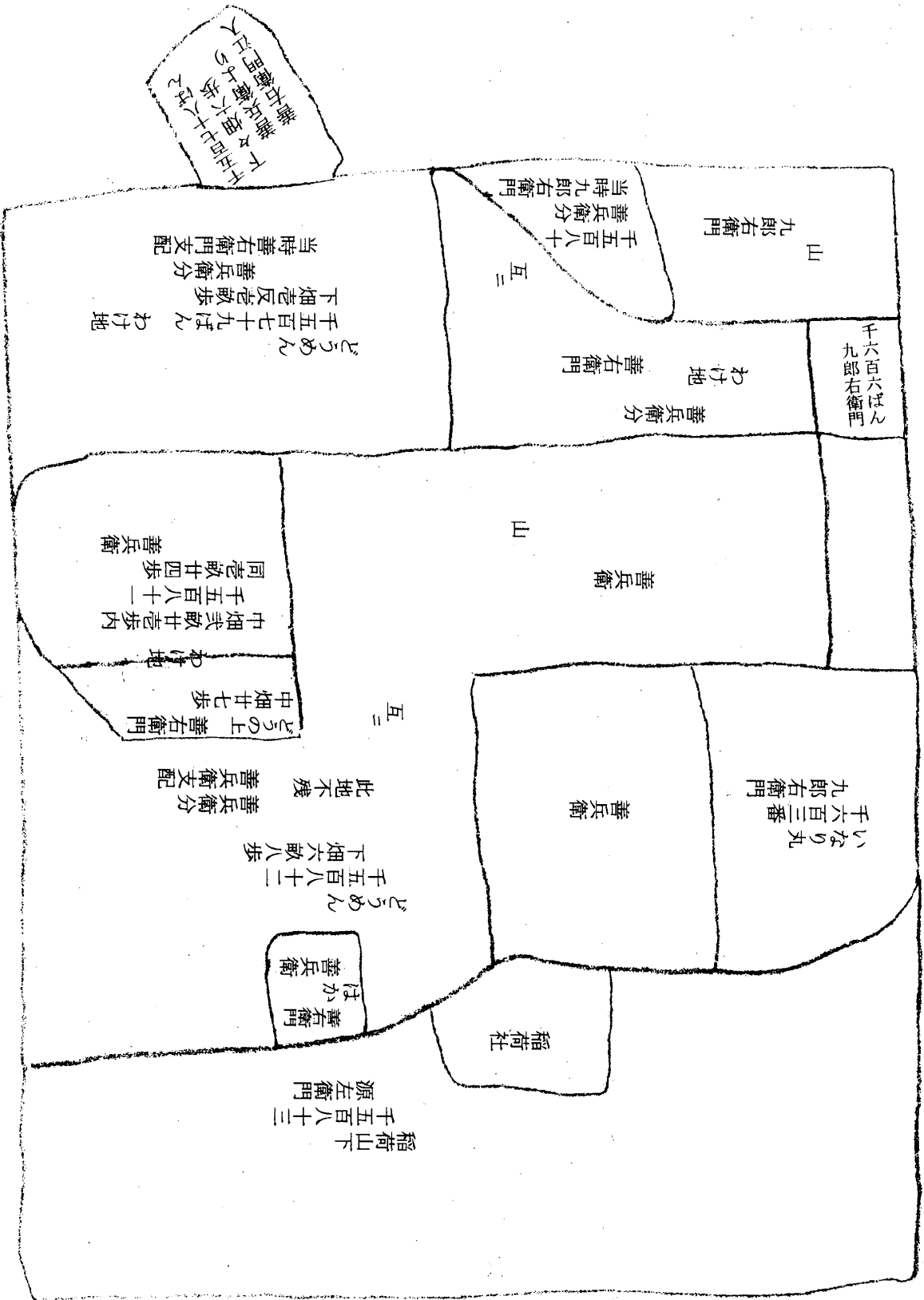
鈴木善兵衛殿

*鈴木善吉が鈴木善兵衛持高の租税出費などを勤めていた。その合計
金五〇円を善兵衛から返金されるべく約束したもの。野紙を使用し
ている。

47 (年未詳) 地番付地図

(次頁)

*図中の「わけ地」はすべて朱字。また、「稻荷社」の左を通る境界
線は朱引きである。



由緒書

相州津久井ニ罷有候

神原一学

一七代以前之祖、神原宮内少輔之儀者、代々駿州神原之城主、足利家之御家人ニ而今川上総介義元為仁者、母方之叔父ニ而御座候、然処、永祿三申年五月、義元織田上総介信長与合戦有之、此節宮内少輔一家重縁之儀ニ而候得者、難見放、義元同時ニ出陣仕、於尾州桶狭ニ義元一所ニ討死仕候、其後神原之城者倅三郎左衛門相守罷有候処、永祿十一辰年、義元嫡子刑部少輔氏真与武田信玄一戦有之候処、氏真近臣大半心変仕、戦陳不叶砥城之山中江引退候、三郎左衛門一家之儀、難見捨砥城迄見送り、其身ハ所領遠州山梨江引込申候、其頃今川之旗下朝比奈備中守掛川之城ニ罷有候ニ付、氏真掛川江罷越候処、扱ニ而掛川之城退散之節、三郎左衛門茂、武州矢郡与申所ニ暫時罷有候処、武田信玄旗下、葛山備中守者、三郎左衛門為二者母方之叔父ニ而御座候、備中守様葛山筑後与申者、相州津久井牧野村ニ居程仕候間、其由緒ニ付、三郎左衛門牧野江来り、剃髮仕母方之名字を名乗、佐藤入道乗運与申候、倅久右衛門与一所ニ罷有、漸々露命つなぎ罷有候処、慶長九辰年、村々百姓逃散無主之田畑、又者其所ニ罷有候浪人、為吟味伊奈備前守殿、津久井村廻り之節、牧野村江被參、無主之田畑吟味、其上ニ而、浪人乗蓮父子与対話明覽を無異念、牧野村無主之田畑、永高式拾貫有之候を、乗蓮父子江被与之候、乗蓮儀元来、権現様被遊御存知候者故、伊奈備前守殿言上ニ付而、慶長十巳年十月下旬、伏見より江戸へ御成之節、相州中原御旅館ニ而御目見江可被仰付旨、被仰出候処、乗蓮老衰病死仕、御目見延引、同十一年十一月月上旬伏見より江戸へ渡、御立節於中原御旅館、久右衛門御目見、同十二未年十月中旬、駿府より江城江御成名

相模国津久井県牧野村篠原組善兵衛組文書(二) 有光 友學・千葉 真由美

之節、右於同所并久右衛門御目見、同十三申十四年久右衛門、依病氣不罷出、其備前守殿卒去ニ付、自然ニ御目見止申候得共、久右衛門病死以来代々帯刀仕乘馬武具之類持来り申候

月日

*牧野村名主神原家の由緒書。神原家は近世を通じて牧野村名主を勤めた家で、村内でも特別な地位にあつた。駿河の今川氏の系譜を持つていたとされ、本文書で帯刀乘馬武具を所持している理由を述べている。

49 (年未詳) 中沢仁三郎祝儀書簡

(端裏) 「中沢仁三郎」

印

貴簡拜見仕候、其地御揃皆々様、御清福被成御座、目出度御儀奉存候、当方別而相変事無御座候、乍憚御安意可被成下候、然ハ先頃御尊御座候通、長瀬氏之御息女、弥御相談相窮、此間御結納御祝儀候而、来月中御婚礼可被成候由、先々御安意与奉存候、此儀如何相成候御儀与、乍陰御尊申上候得共、取紛候而御尋不申上候処、委曲被仰下安心仕候、尚又其時分定日為御知可被下候、当表相応之御用御座候ハ、御遠慮無之被仰付被下候、先ハ御報旁如斯ニ候猶期后喜之時候

恐惶謹言

月日

中村仁三郎印

*中沢仁三郎の書簡。娘の婚礼に対する祝儀を述べたものである。宛所は善兵衛であろうか。印は共に朱印である。

50 (年未詳) 中沢仁三郎祝儀書簡(写)

(端裏)「□かくれながら□いき□く」

貴簡拜見仕候、其地御揃皆々様、御清福被成御座、目出度御儀奉存候、当方別而相変事無御座候、乍憚御安意可被成下候、然ハ先頃候御噂御座候通、長瀬氏之御息女、弥御相談相窮、此間御結納御祝儀候而、来月中御婚礼可被成候由、先々御安意与奉存候、此儀如何相成候御儀与、乍陰御噂申上候得共、取紛候而御尋不申上候処、委曲被仰下安心仕候、尚又其時分定日為御知可被下候、当表相応之御用御座候ハ、御遠慮無之被仰付被下候、先ハ御報旁方如斯二候、猶期后喜之時候

恐惶謹言

月日

仲仁

*史料49の写。

51 (年未詳) 所藏品書上カ

一青柳香炉 但砧手青磁

御銘 あをやき

慈照院義政公御筆

黒塗蓋壺 桐蓋式枚

但壺枚書附有

一青柳香炉銘巻物 一箱

豊臣公定作利潔筆

来由

足利義詮將軍天下一統成功、依テ從

後光光 嚴帝所賜ニシテ世々足利家重宝トナル、後足利衰微之時、織田

信長公天下ヲ補佐シテ、足利家再興之功ニ依テ、從將軍義昭公信長ニ

賜フ故ニ織田家ノ重器トナル、同年坂本落城之時、同性左馬之助ヨリ

秀吉公ニ伝フ、委者公定朝臣伝記ニアリ

勅銘南陽

一伽羅御香 但目方

銀香合入

宝永五年從 上皇公定拜賜之

但、禁裏御造營之因功也

一光源氏 五拾壺冊

但全部五拾四帖

内三冊合卷有

但梨子地蒔絵本箱入

一光源氏目錄一卷

但黒文庫之内

目錄一卷箱入 添書一通

上皇御奥書写二枚 目錄一折

極札五拾一枚箱入之内

三拾枚 二条家為副卿筆極札

拾式枚 二条為定卿筆 極札

八枚 後光嚴院御筆 極札

壺枚 冷泉為相卿筆 極札

右来由

從後陽成帝所賜、秀吉公シテ天下二部之書之其一也、今一部ハ禁中宝

庫蔵スト云々、然ルニ筆者録ニ齟齬有ル、事ハ禁中ニ有之モノト混ス

ル以所也、依之禁中ニ有之モノモ亦目錄ニ齟齬コレアリト

一赤染寿老人香合 壺

太閤秀吉公御作

朝鮮御陣之節、於肥前名古屋御作三ツ之内其一也 此故ニ裏秀吉三

ト有之

一御繪紙 壹軸

從 正親町帝賜秀吉

右御文ハ明智光秀企反逆滅織田家、然ルニ不廻時日於山崎、一戴天仇

事是亦前代未曾有ノ大切也、依之官位昇進之御文意也

一信長公御口名口 一軸

藤吉郎女房ともへのふより

御朱印滑稽之御文体也

一隨陽鷓鴣香炉 壹

雌雄之其一也

一同青貝香台 壹

鷓鴣香炉来由

松永彈正於 和州信貴城自滅之時、敵手ニ渡ス事ヲ惜ミ、秘藏重器ニ

品則蜘蛛釜・鷓鴣香炉庭石ニ抛テ自ラ火中ニ死ス、僥倖ニシテ釜ハ羽

ヲ損シ、香炉ハ足ノ一指ヲ損スルノミ、終ニ二種トモニ信長公掌中皈

ス、其後播州平均之因功賜リ秀吉公其一也

日蓮上人真筆

一法華經 一部八卷箱ニ入

仕立

御經紙時代紙 文字五厘糸

表紙紺地金砂子紙裏総金地

水晶軸

右

卷長軸除一寸六歩 八卷共

上包蜀江錦

上箱総梨子地

表ニ大乘妙典一ヨリ八迄

右金銀功金下ニ桐ト菊ト之紋、蒔繪蓋ノ縁ニ海松ニ貝ノ蒔繪、錦ノ口ニ

入、上箱総梨子地、蓋身共ニ蓮ノ蒔繪、環銀ノ蓮之花裏

右来由

上人老後甲州身延山ニ止ル、遷化後同山之宝物トナル、武田信玄望

之事久シ、終ニ寺僧ヲ襲テ得之、為治國平天下、帳中ニ安置之、勝

頼没後、織田家伝、亦明智氏ニ渡リ坂本ニ於テ左馬之助ヨリ秀吉公

ニ授ク

一神鈴 壹

文録(マ)二癸巳二月日

肥後守藤原清正

銘 鎮宅靈荷神 於釜山海

右来由

加藤清正朝鮮渡海之砌、兼信仰之法華經拜之儀、密ニ就テ大政所相

願処、太閤有御許容、則朝鮮軍役之間被下置、左陣中無怠、作此鈴

朝夕祈り武運長久ヲ帰朝之節御經返上之砌一緒ニ納ル

*所蔵品及びその由来について書き上げたもの。品々の所蔵者は不詳。

52 (年未詳) 諸神書上

御門祭大神

豊磐問戸命

櫛磐問戸命

竈戸祭神

澳津彦命

- 火句津知命
- 澳津姫命
- 井ノ神祭
- 水波之売命
- 医祖神
- 太巳貴神
- 少彦名神
- 塞神道祖神
- 八術麻多彦神
- 久奈戸之神岐神
- 八術麻多姫神
- 牛馬守護神
- 稚産霊神 ハカムスビ
- 保食神 ウケムチ
- 稻倉魂神 ウガノミタマ
- 大御食津神オノミケツ
- 豊受姫神 トヨウケヒメ
- 石稻生五種太神
- 八坂□太神
- 神須佐之雄命
- 琴平太神
- 太物□太御神
- 山王改号
- 日枝太神
- 大山唯命
- 山神

太山津見命
又名高水上命

木神

句句之知命

火神

大久津知命

土神

埴安命 ハギヤス

金神

金山毘古神

金山毘売神

水神

水波之女命 ミズハノメ

家守護神

屋船太神

*諸神についてその名を書き上げたもの。

53 (年未詳) 「うちきん」の漢字についての覚書

(端裏) □□□□

朝日村 竹原有志

□号□□有之候得共□□□□

差渡し尅尺五□□□□三郎兵衛

うちきんの字なりと覚候も無御座□□間、周仙老へ相談シ遣候処、撃
磬トハキンナリウチキン、論語ニ曰有心哉、撃磬ヲ事註ニ磬ハ楽器ナリ
仏家テ所用磬ト申スモノアリ、是ハヒラメニテ、形ノチカフモノナリ、
ウチキン
キンハ円ナルモノナリ、撃鐘ヲ鐘ノ字ト存候得共、鐘ノ字無覚束□

□ニテ引テミテモナシ、字典ハ紛失詮義いたし様もナク、鐘ノ字甚無
 覺束候間、外ニ□□御吟味可被下候、擊磬ノ字ナルホト、磬ハ□音ニ
 キンナリ、形チカ□ト□ナレハ、ケイトキントハチカフト存候間、是
 者ケ様ニ申述候
 *破損が甚しく、文意が取り難い。「うちきん」を「擊鐘」と記すが、
 何を示すかは不明。

54 (断簡)

(前欠)

――(継目裏印一ケ)――

組頭 八郎兵衛
 親類 藤左衛門

青野原村

扱人名主 源之丞

牧野村

扱人 佐五兵衛

同 九郎右衛門

同 三郎左衛門

同 金平

*継目印が一ケ捺されていることから、差出人が一人はいたと考
 えられる。

55 (断簡)

(前欠)

八郎兵衛
 徳左衛門

56 (断簡)

(前欠)

――(継目裏印八ケ)――

組頭 善兵衛

藤右衛門
 嘉兵衛

同 山三郎
 名主 新五左衛門

同州同縣

牧野村

善兵衛殿

*継目印が八ケ捺されていることから、差出人が八人はいたと考えら
 れる。

57 (断簡)

(前欠)

江川太郎左衛門様

御役所

*宛所のみ。

58 (断簡)

(前欠)

三十年
 十二月中

一金式円五拾銭 三十一年分ノ□へ□り

預り返し

右地坪他人渡分

八月十五日

一大麦三升 卅一年夏小作

十一月二十日

一大豆参升 同 秋小作

七月日

大麦三升 三十六年夏小作

十月日

(後欠)

*明治期のものか。